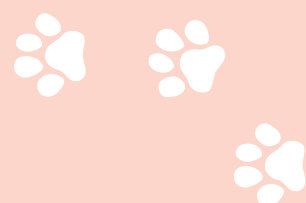
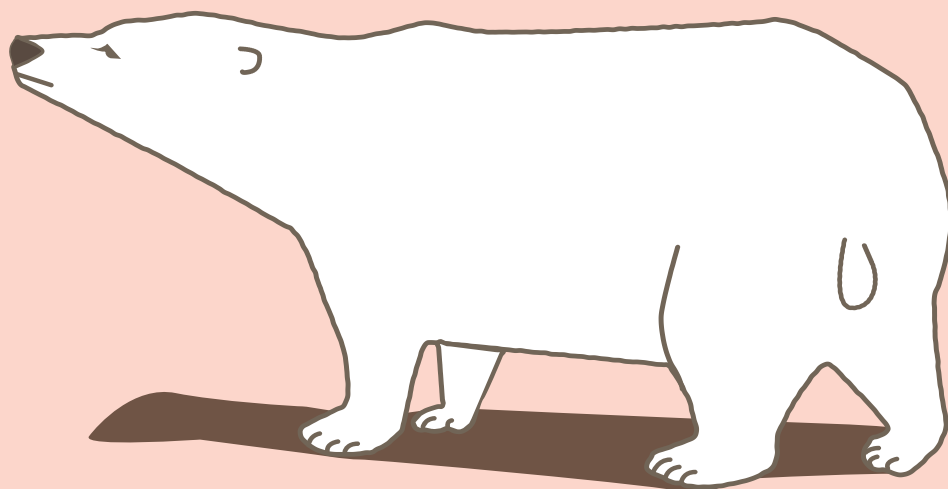


学校における 児童生徒間の 性暴力

対応支援ハンドブック



もくじ

● はじめに	3
● 性暴力とは	4
コラム 性暴力の例	4
● 性暴力といじめの関係	4

第1章 被害対応手順

1. 学校で性暴力被害がおこった場合の 対応の流れ	5
2. 未然防止	7
(1) 性行動のルール	7
(2) 境界線のルール	7
(3) 真の同意の条件	7
コラム スマホや SNS とのつきあい方	8
3. 早期発見	8
4. 被害児童生徒への対応の基本	9
(1) ト라우マ反応を理解する	9
(2) 二次被害を防ぐ	9
(3) 関係機関の支援等の確認	9

5. 性暴力被害対応支援と留意点 10

(1) 発見から情報収集	10
ア 被害児童生徒から打ち明けられたら	10
イ 本人以外の児童生徒から 相談されたら	10
ウ 教職員が性暴力の情報を得たら	11
エ 聴き取り時の留意点	11
コラム 「おしえて!くもくん」について	11
オ 聴き取る内容	12
カ 記録しておく必要がある内容	12
(2) 性暴力被害対応チームの立ち上げ	13
ア 立ち上げの判断基準	13
イ チームの編成	13
コラム SC の役割	14
SSW の役割	14

6.性暴力被害対応チームの事実確認と
方針決定 15

- (1) 対応協議する内容 15
- (2) 正確な事実確認 15
- (3) 被害児童生徒の保護者への連絡 16
- (4) 方針決定をする際の留意事項 16
- (5) 方針決定 17
- (6) 関係機関との連携 17
- (7) 再発防止 17

7.被害児童生徒への対応 18

- (1) 学校生活に戻るまで 18
- (2) 学校生活に戻ってから 18
- コラム** ト라우マ反応の四つの中核症状… 19
- (3) 中長期の支援 19
- (4) 被害児童生徒の保護者への対応 20

8.加害児童生徒への対応 21

- (1) 加害児童生徒対応時の基本的事項 21
- (2) 加害児童生徒への指導時の留意点 21
- (3) 関係機関との連携 22
- (4) 加害児童生徒の保護者との連携 22
- (5) 性加害行為の予防と再発防止 23

9.被害・加害当事者以外の
児童生徒への対応 23

10.教職員の支援と心のケア 24

第2章 関係機関との連携と実践研修

1.関係機関にできること 25

- コラム** 事件になった場合の少年の
司法手続の流れ 28

2.ハンドブックを活用した実践研修 29

付録 事実確認シート 30

こんなとき、どうすればいい？ Q&A 31

付録 相談関係機関一覧 37

付録 参考文献(心理教育用資料の一例) 38

＊ はじめに ＊

性犯罪・性暴力は魂の殺人と言われています。人としての尊厳を傷つけるものであり、人間最大のトラウマになり得る可能性があります。万が一、子どもたちが被害に遭った場合は、子どもたちの心身とその後の人生に大きな影響を及ぼします。そのため、被害児童生徒へのケアを最優先にした早期かつ適切な支援が望まれます。

三重県では、令和3年度に、みんつく事業『子どもたちを性被害から守りたい！プロジェクト』を実施しました。この研修を通して先生方から「もし学校で子ども同士の性暴力が発生したら、教職員はどう対応・指導すればいいのか」という不安の声があがりました。また、県内の小学校・中学校・高校等（特別支援学校含む）に対し、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」（以下「よりこ」という。）の広報啓発に取り組んでおり、「よりこ」の相談件数も増えてきています。

このような背景から、子どもたちを被害者にも加害者にもしないために何ができるかを考え、本ハンドブックを作成することになりました。作成に先立ち、県内の小学校・中学校・高校等（特別支援学校含む）にアンケート調査を行ったところ、「学校における児童生徒間の性暴力対応手順はない」が96%、「対応全般への不安がある」が88%にのぼりました。

学校における性暴力被害は、事実確認の困難さや性の問題が取り扱いにくいことに加え、周囲の人間関係によっては被害が発覚しづらいなどの理由から、潜在化しやすい傾向があります。また、被害児童生徒だけでなく、保護者や他の児童生徒への慎重な対応が求められますし、事件化する可能性がある場合は司法面接との兼ね合いも考慮する必要があるため、学校側も対応に苦慮することが考えられます。

本ハンドブックでは、現場の声や専門家の意見を踏まえ、基本となる「タイムライン」「チーム学校としての対応」「被害児童生徒や保護者等の心理的なケア」を特に厚く説明しています。早期の発見、早期の適切な対応が、児童生徒の心のケアや被害からの回復に大きく寄与します。また、本ハンドブックを参考にしながら対応を行うことで、二次被害を減らすことも目的としています。さらにチーム学校と関係機関が連携することにより、チーム学校を支える体制も構築できたらと考えています。

子どもたちが楽しく、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、チーム学校として未然防止、万が一の対応に万全を期せるよう、この手引きをご活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、ご協力いただいたすべての皆さまに感謝申し上げます。

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブック作成検討委員会
委員一同
(事務局 三重県環境生活部くらし・交通安全課)

✿ 性暴力とは ✿

性暴力とは、性を手段にした暴力のことであり「本人の意に反した性的な言動」のことを言います。性暴力は被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり深刻な影響を及ぼします。

刑法上の性犯罪よりも広い概念で、性犯罪にはならなくても被害者の受ける身体的・精神的苦痛は大きく、決して許されるものではありません。



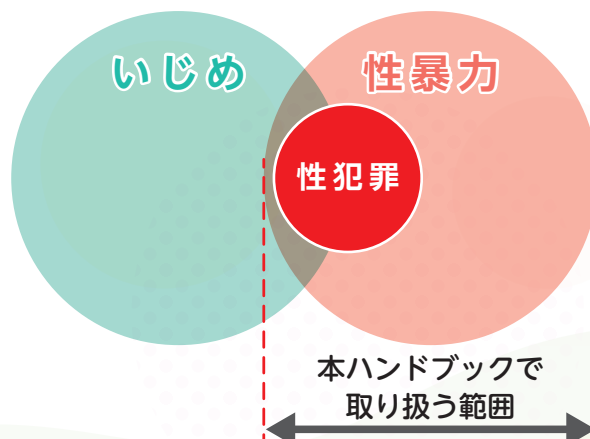
性暴力の例

- 同意のない性交等を行う
- 同意なくプライベートゾーンなどの身体を触る
- スカートをめくる・ズボンを下げる・下着を下げる
- 卑猥なことを言ったり、卑猥な話をするように強要する
- プライベートゾーンに関する身体的特徴をからかう
- 第二性徴（勃起、月経、発毛など）についてからかう
- 着替えやトイレなどで、通常隠されている身体、下着をのぞき見たり、その場面を盗撮する
- 好意を持つ相手をつけまわすなどのストーカー行為
- 裸などの性的な画像や写真を意に反して見せる、送り付ける
- 裸などの性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をネットに配信する

※プライベートゾーンとは、「自分だけの大切な場所」と定義され、一般的に水着を着用したときに隠れる部分（性器、胸または尻）を言います。また、口も大切な場所に含まれます。

※直接的な性被害が発生していなくても、事実確認した結果、性的嗜好に基づく行為であった場合は性暴力として対応する必要もあります。（例：笛が盗まれる、服が盗まれる）

✿ 性暴力といじめの関係 ✿



性暴力がいじめの手段として使われる場合もありますが、当該事案がいじめであるか否かを問わず性暴力の発生を認知した場合は、被害児童生徒を守るため早急に対応する必要があります。

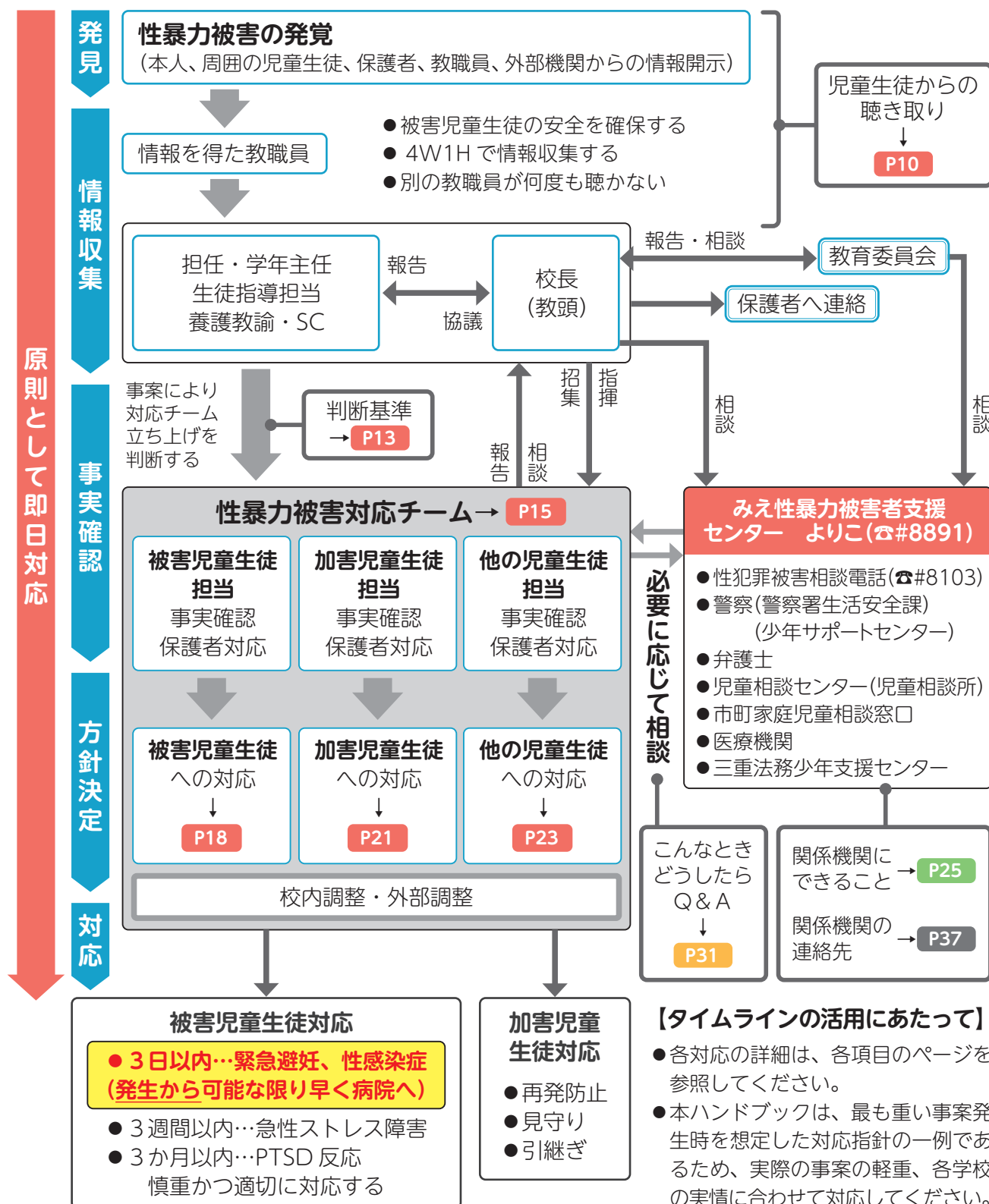
本ハンドブックでは、いじめ、性犯罪も含め学校で発生した児童生徒間の性暴力全般への対応方法等について取り扱っています。

第1章 被害対応手順

1. 学校で性暴力被害がおこった場合の対応の流れ

タイムライン

- ◆ 性暴力は（疑いの段階でも）基本的には重大事態として即日対応する
- ◆ 1人で抱え込まず、外部のサポートを得てチームで対応する
- ◆ 本来、被害児童生徒は、それまでの日常を守られる存在であることに留意する



タイムライン補足

被害児童生徒ファーストの対応

性暴力が確認された場合は、直ちに被害児童生徒や、それを知らせてきた児童生徒の安全を確保してください。その上で、情報を得た教職員は、担任や学年主任等に報告を行い、生徒指導担当や管理職と相談しながら対応してください。

その際に、本来被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在であることを念頭に置きながら、被害児童生徒ファーストで対応支援をお願いします。

情報収集の内容

- いつ、どこで起こったのか？ [時間と場所]
- いつ頃からか？継続しているのか？ [期間]
- 誰が誰に性暴力をしているのか？ [加害者と被害者の関係]
- 性暴力の内容はどのようなものか？ [内容]
- 被害の状況・程度は？ [状況・程度]



なぜそうなったのか「Why」は聴かず、他の「4W1H」を聴き取ってください。



性のトラウマは人間最大のトラウマであることを意識して、全校態勢で臨んでください。

性暴力対応チームの設置判断ポイント

- 被害の深刻さの程度（侵襲性が高いかどうか）
- 被害者と加害者の関係（パワーバランス）
- 発達段階（小学校低学年かそれ以上か）
- 被害児童生徒のレジリエンス（回復力）
- 適切なサポートが受けられるかどうか（家族、友人との関係）



左記のポイントを考慮しながら、性暴力被害対応チームを立ち上げるかどうかを判断してください。

被害によって考えられる影響

- 性器の外傷
 - 妊娠の可能性
 - 性感染症
- 72 時間以内の病院受診の必要性を検討します。
受診前には、児童生徒や保護者にその必要性や診療内容について説明し、受診の了解を得てください。
- 身体的反応（頭痛、発熱、悪寒、めまい、過呼吸、腹痛、性器のかゆみ・痛み、下腹部の不快感、吐き気、食欲不振、過食・拒食、睡眠障害、悪夢、夜驚、夜尿、自傷行為など）
 - 感情面の反応（不安、悲しみ、怒り、イライラ、恐怖、怯え、抑うつ感、無気力感、無力感、罪悪感、自責感、屈辱感、孤立感、疎外感、感情コントロール不能、希死念慮など）
 - 行動面の反応（一人を嫌がる、不安がる、落ち着きがない、極端な人間関係、退行、解離、回避、ゲームやネットに没頭する、友達や兄弟姉妹と喧嘩する、物を壊す、万引き、性的な言動や遊び、裸になりたがる、自分や人の性器を触るなど）



被害児童生徒や周囲の児童生徒に上記のような反応が出ていないか確認をしてください。

性暴力被害対応チームでの協議内容

- 緊急度の確認（命に関わる可能性の有無）
- 詳細な調査の必要性（調査の方向性と方法の検討）
- 具体的な指導・支援の方針の検討（役割分担、対応チームの構成）
- 情報収集、状況確認および指導の際の留意点の確認
- 保護者対応の確認（被害届提出の有無も）
- 関係機関との連携の確認

報告

情報共有

教育委員会

2. 未然防止

小学校低学年の性的な好奇心は、子どもらしい探索の一つと考えられますが、小学校中学年以降の性的な遊びには相手を困らせるなど何らかの意図が含まれている場合があります。したがって、未然防止のためには、小学校低学年からの性教育とコミュニケーションスキルの教育が必要になります。

その際に教職員に必要なことは、性の学習は本来子どもが好奇心を持ち、心地よさと喜びの中で、自分という存在は大切に安全に扱われるべき存在であり、また相手も自分と同じように大切に安全に扱われるべき存在であることを学習する場であることを認識することです。

その上で、計画的に性教育の時間を設定しましょう。また、保護者にも以下の(1)～(3)の未然防止のための情報を発信していくことが大切です。

(1) 性行動のルール

水着をつけたときに隠れる身体の部分を「プライベートゾーン（自分だけの大切な場所）」と呼び、他の人に見せたり触らせたりしないこと、また他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないことを伝えます。このとき、小学生には『おしえて！くもくん』（P11 参照）や『いいタッチ、わるいタッチ』などの教材を使用することが有効です。また、自分のプライベートゾーンを触ってもいいのは一人でのときだけにした方がいいこと、性的な言動で他の人を不愉快にすることはいけないことも伝えておきましょう。

(2) 境界線のルール

ここでいう境界線とは、自分と他人を分ける線のことです。心とからだは自分のものですので、自分の境界線を大切にすることが大切です。

3つの境界線

- 物理的境界線（自分のからだや持ち物を守る）
- 心理的境界線（自分の心を守る）
- 社会的境界線（マナーやルールを守る）

境界線のルールはみんなの安心・安全を守るために必要ですので、自分の境界線も他人の境界線も大切にすることを伝えましょう。

(3) 真の同意の条件

人と人とのコミュニケーションはお互いの同意の上で成り立っています。相手の嫌がることはしてはいけないということはわかっているけど、本当に相手が嫌がっているのかどうか、もし嫌がってなくても、後で「嫌だな」と思ったらそれは同意でなくなることがあることを伝えておくことが大切です。

真の同意はお互いが対等の関係の上に成り立ち、お互いをよく理解し、お互いに誠意があり、性的な行為をしたら起きる可能性のある結果を、お互いが本当にわかっているときに真の同意が成り立つことを教えてください。

性は「いのち」の根源

性は「いのち」の根源ですから、性教育は「いのち」の教育です。個人の人権を守るためにも必要な教育で、自分も他人も大切な「いのち」であり、お互いが幸せになるために学ぶ学習であることを伝えてください。また、性の話をする上で必要なことは日頃からのコミュニケーションです。話しやすい関係づくりを心がけましょう。

コラム

スマホやSNSとのつきあい方

使い方を誤るとトラブルを招くことがあります。SNSなどのインターネット上に性的な中傷を書き込んだり、自分の画像（特に裸など）を送ったりすることで、被害が拡大することや長期化することがあることを伝えます。また、デジタルタトゥーという言葉があるように、一度拡散されてしまうと簡単には消すことができず、半永久的にインターネット上に残されてしまうこともあります。

SNSを使う場合は、その使い方にくれぐれも気を付けるよう、繰り返し児童生徒への指導をお願いします。

3. 早期発見

性暴力被害の対応支援は、早期に発見して適切に対応することが求められます。早期の適切な対応によって、被害からの回復を早めることが可能となるからです。

早期発見のツールの一つとして「いじめアンケート」があります。性暴力を伴ういじめもあることを説明し、性暴力被害の項目を作ることで早期発見につながるがあります。性暴力被害は発覚しにくいことが多いので、保健室などで性についてオープンに話せる環境づくりをするなど、情報を入手するための工夫が必要です。

● どうして性暴力の被害は発覚しにくいのか？

成人が性暴力被害を受けた場合でも、羞恥心や恐怖・不安感、自責の念等により被害を言い出しにくいものですが、特に子どもの性暴力被害については、

- 人目につかないところで行われる
- 外傷が残る暴力と異なり、目に見える証拠が残りにくい
- 受けている行為が被害だという認識が子ども自身にない場合がある
- 受けた被害を子ども自身が隠そうとする
- 被害が発生したことを子どもが詳しく話さないと理解してもらえない

といった特徴があります。

被害を早期に発見するためには、子どもの発するサインを見逃さずトラウマ反応を理解する（P9参照）、早期発見のためのアンケート調査の実施、日常生活の観察、児童生徒との会話、生活の記録の確認、保護者との連携・情報交換、教育相談、養護教諭等との連携が重要です。

4. 被害児童生徒への対応の基本

本来、被害に遭った児童生徒に落ち度はなく、人権を侵害された被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在です。したがって、性暴力の対応支援の基本原則は「被害児童生徒ファースト」であることを念頭において対応してください。

その上で、傷ついた子どもの気持ちに寄り添うこと、心とからだのケアをすること、日常生活を取り戻すこと、安心・安全に学校生活を送れることを支援の目標としてください。

(1) トラウマ反応を理解する

被害を受けた児童生徒は、多くの場合、心やからだに大きな衝撃を受け、傷つき混乱しています。また自分の身に起きたことがよく理解できず、違和感を覚えて不安になっていることもあります。そのため、聴き取りの際は相手のペースに合わせることを心掛け、問い詰めることのないように気を付けてください。また、眠れない、食欲がないなどの身体症状や、被害に遭った時のことを急に思い出す「フラッシュバック」などさまざまな変化があらわれることがあります。一方で、記憶の遮断という冬眠状態と言われるようなまったく何事もなかったかのように振る舞うこともあります。

子どもの様子を丁寧に観察し、誰にでも起こりうる当たり前の反応（＝トラウマ反応）を教職員や保護者が理解することが大切です。また、そのような反応が見られた時は、一時的なものであることを本人に伝えることで安心することもあります。トラウマ反応を理解したうえでの対応が必要となります。

※トラウマ：性的被害、事故、災害など、その人の生命や存在に強い衝撃をもたらす出来事を外傷性ストレスターと言い、その体験をトラウマ（外傷）体験と呼ぶ。

(2) 二次被害を防ぐ

被害児童生徒の心やからだへの影響はどのようなものか、本人や保護者は何を望んでいるのか、本人を守るためには今何をすべきか、被害からの回復にはどのようなことが必要かなどを理解していなければ、被害児童生徒が再度同様の被害に遭ったり、教職員や他の児童生徒から心ない言動を受けるなど、配慮のない対応で本人が傷ついたりすることが少なくありません（二次被害）。

このような二次被害を防ぐためには、被害児童生徒の心性やトラウマ反応の理解とともに、本人や保護者との連絡確認を怠らないこと、前もって必要な配慮（加害児童生徒との分離、登下校の見守りや保健室対応など）を相談することが大切です。本人や保護者の同意を得ながら、無理のないペースで対応支援を進めることで、二次被害を最小限に抑えることができます。

(3) 関係機関の支援等の確認

警察や「よりこ」などの関係機関で行われる支援内容を事前に把握しておきましょう。

また、緊急時は校内対応チームの立ち上げに先んじて、緊急避妊処置や負傷部位の応急手当、証拠の採取が必要な場合は医療機関の受診を優先させましょう。

5. 性暴力被害対応支援と留意点



支援のポイント

- ◆ 性暴力は、疑いの段階でも重大事態としての対応とします。
- ◆ 本来、被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在であることに留意します。
- ◆ 一人で抱え込まず、外部のサポートも得てチームで対応します。
- ◆ 性暴力は絶対に許されないという姿勢で臨みます。

初期対応 発見～情報収集～性暴力被害対応チームの立ち上げまで

(1) 発見から情報収集

ア 被害児童生徒から打ち明けられたら

- 児童生徒が安心して話せる場所に移動します。
- 最初に「誰に何をされたか」を聴き取り（基本は4W1H）、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と伝え、最後に「話してくれてありがとう」と伝えます。
- 児童生徒が自発的に話し始めたら、話を遮らず、丁寧に聴き取ります。その際は児童生徒が話す以上のことを聴き出そうとせず、児童生徒の使った表現や言葉をそのまま記録に残すことが大切です。
- 家族や、学校の他の教職員、関係機関にどこまで情報を提供してよいのかということについて、本人に同意をとります。
- 詳細については無理に聴きすぎず、「性的な被害を受けた」ことを聴くことができれば、「よりこ」や警察等の関係機関に相談します。
- 児童生徒から「親には言わないで」と言われたら、どのようなことが不安なのかを聴き取り、いのちに関わることや法に触れることについては秘密にはしておけないことを丁寧に説明してください。

イ 本人以外の児童生徒から相談されたら

- いつどのような形で知ったかを聴き取ります。また、被害児童生徒本人は教職員にそのことを伝えても構わないと言っているかどうか確認します。その上で「話してくれてありがとう」と伝えます。
- 他に知っている人がいるかどうか確認したうえで、この話を広げないことをその児童生徒に約束してもらいましょう。
- 被害のことを知ったときにどのように感じたかを聴き、何か自分自身に変化があった時や、困ったことが起きた時に、相談できる教職員の名前を告げます。
- 被害児童生徒が開示に同意していない場合は、情報を提供した児童生徒の立場が悪くなる可能性がありますので、慎重に進めてください。

ウ 教職員が性暴力の情報を得たら

- いじめと同様に、事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、「疑い」の段階で基本的には重大事態と考え、原則的に即日に報告、調査、対応を開始してください。
- 情報を得た教職員は、担任、学年主任、生徒指導主任と相談し、管理職に報告をします。養護教諭やSCにも相談してください。
- 管理職は、保護者に連絡するかどうかを迅速に判断してください。連絡する場合、その説明の仕方を校内で話し合ってください。即日に対応を開始しない場合は、保護者にその旨を説明できる理由を明確にして記録に残しておく必要があります。また、教育委員会にも報告・相談するようにしてください。

エ 聴き取り時の留意点

- 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうことがあるので、共感は大事ですが極端に感情的な対応にならないように留意します。
- 別の教職員に同じ話を聴かれて被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまうことがあります。繰り返し同じ話を聴くことは避けてください。
- 聴き取りの際は、複数の教職員で被害児童生徒を支える必要があるため、被害児童生徒が信頼できる複数の教職員（SC含む）で対応するようにします。
- 小学校低学年などの発達段階の児童は、自分の被害体験をうまく言葉にできない場合があります。その場合は『おしえて！くもくん』などの絵本を見せることで言語化できるようになることがあります。
- 障がいのある児童生徒等については、個々の障がいの特性や状態等を踏まえた対応が求められます。

コラム

『おしえて！くもくん』について

絵本『おしえて！くもくん』は、令和3年度県民参加型予算「みんなでつくろか みえの予算」事業として、三重県から県内の全小学校に送付された小学校低学年向け学習教材です。

小学校の低学年児童に対する読み聞かせを想定し「プライベートゾーン」についての基礎的な知識を学ぶことができます。



オ 聴き取る内容 (4W1H Not Why)

- 誰が誰に性暴力をしているのか？
- いつ、どこで起こったか？
- 性暴力の内容はどのようなものか？
(接触の有無、挿入の有無、膣への射精の有無など)
※ 「Why」 は絶対に聴かない

● 4W1H の聴き取りについて ●

補足説明

英語の疑問詞 5W1H は、When (いつ)、Where (どこで)、Who (誰が)、What (何を)、Why (なぜ)、How (どのように) ですが、被害児童生徒に事実確認を行う際には、5W1H から Why (なぜ) を除いた 4W1H の内容を聴き取るようにしてください。

「なぜ、被害に遭ったのですか？」という質問をすると、被害児童生徒は責められているように感じ、何か自分に非があったから被害に遭ったのではないかと考える傾向があります。性暴力被害が起きた場合、基本的に被害児童生徒側には非はありません。被害児童生徒の自責感を増幅させないために、Why (なぜ) という質問はしないでください。

カ 記録しておく必要がある内容

- 記入日、記入者名、対象児童生徒名、性別、学年、加害被害の別、被害発生日時と場所、被害内容、加害被害の関係性、情報共有先と日時など
- 被害の場合は、保護者への連絡、警察への通報・被害届、病院受診など
- 加害の場合は、保護者への連絡、司法に委ねる必要性の検討、警察への相談など
- 記録する際は、聴き漏らしがないよう、「事実確認シート」(P30) を活用してください。
- 被害内容の聴き取りは、詳細を聴かず「事実確認シート」の太枠の部分を必ず確認してください。聴取内容は本人の語った言葉で記載してください。



(2) 性暴力被害対応チームの立ち上げ

ア 立ち上げの判断基準

性暴力被害の場合は被害に遭った児童生徒が自分の身に何が起きたかがよく理解できず心が麻痺してしまっている場合があります。最初は平気なように見えることもありますが、少し時間が経ってから症状が顕在化します。被害を過小評価しないように留意してください。

チームを立ち上げるかどうかは、以下の点を確認しながら判断してください。

- 被害の深刻さの程度（侵襲性やインパクトが強いかどうか）
- 被害児童生徒と加害児童生徒の関係性（パワーバランスの程度はどうか）
- 発達段階（小学校低学年かそれ以上か、意図が介在しているかどうか）
- 被害児童生徒のレジリエンス（回復力や愛着関係がどの程度か）
- 適切なサポートが受けられるかどうか（家族や友人との関係性はどうか）

これらは一つの目安に過ぎませんので、被害の状況を総合的・客観的に把握しながら判断してください。

イ チームの編成

いじめと同様に生徒指導委員会、人権委員会、保健委員会などが中心になり、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、学級担任、養護教諭、SCなどがメンバーとなる性暴力被害対応チームを編成します。必要に応じて、関係者および外部専門家等が入ることもあります。

性暴力被害の場合は、原則としてチームの教職員のみ詳しい情報を共有します。被害児童生徒の支援担当教職員を決め、被害状況と不安なことや心配なことなどを聴き取ります。学校内に加害児童生徒がいる場合は、同時に加害児童生徒の担当教職員を決めてください。同じ教職員が被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があります。

当事者以外の児童生徒が関わっている場合、関わり方や人数によって担当教職員を決めるかどうか判断してください。SNSなどで情報が拡散される可能性がある場合は、その内容や範囲を把握し、すぐに対処する必要があります。

SCは週に1回程度の勤務ですので、被害児童生徒と加害児童生徒へのカウンセリングやその他の生徒や教職員へのケアが必要な場合は緊急派遣を要請してください。SCは警察が介入するケースの場合は、司法面接との兼ね合いもありますので、記憶の汚染を避けるように留意してください。被害児童生徒には非がないことを繰り返し伝え、心身にあらわれる可能性がある症状を説明しながら心理教育を行いましょ。心理的にどの程度介入するかによりますが、急性期のトラウマケアは逆効果である場合もあるため慎重にアセスメントを行ってください。また、SCはチーム学校の一員ですので、集団守秘義務の観点からカウンセリングの記録は残しておくようにしてください。

心理教育については、巻末に参考となる資料の一覧を掲載しています。

● 記憶の汚染とは ●

補足説明

誘導的な聴き取りの影響から、体験のない被害を実際に体験したと思い込み、記憶が変わってしまうことをいいます。子どもは被暗示性が高く、周りからの質問や事後に得た情報を、自分の考えや経験と思い込みやすい特徴があります。

SC（スクールカウンセラー）の役割

SC は、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であり、各学校や教育支援センターに配置されています。

SC は、公認心理師や臨床心理士といった有資格者およびそれに準ずる者で、学校における初期対応において心理的な知見から事案全体を見立てて当事者の心理状態に配慮したきめ細やかな対応策等を助言したり、当事者とカウンセリングを行ったりすることになります。各 SC が用いる技法はさまざまであるほか、病理に関して十分な知識を持ち合わせていないこともあることを考慮し、当該校担当の SC で対応できない場合や中長期間におよぶ専門的なセラピーやケアを求める場合には、医療機関や支援機関につなげていくことになります。

また、突発的な事件・事故・自然災害等への対応においては、児童生徒の不安が高まったり、ASD（急性ストレス障害）や PTSD（心的外傷後ストレス障害）が起きたりすることが予想され、心の安定を図るために、初期段階で適切な心のケアを行うことが求められます。公立小中学校および県立学校において、当該校担当の SC だけでは対応することができなかったり、SC の性別等によって対応が難しかったりする場合は、学校から緊急支援の要請を受けて県教育委員会所属の SC（以下「緊急派遣 SC」という。）が派遣されることになります。ただし、緊急派遣 SC については、あくまでも緊急的な派遣であり（基本的に対象となる事件・事故や災害が起きてから、あるいは明らかになってから 1 週間程度といった短期間に活動することが多い）、トラウマケア等といった専門的で中長期間におよぶセラピーやケアが求められる場合は医療機関や支援機関に対応をつなぐことになります。

なお、関係機関から SC に支援を移行する場合、当事者が不安に感じたり混乱を招いたりしないためにも、事実関係や支援状況についての情報を適切に引き継いでもらい、関係機関と SC による合同面接や移行期間を設けるなどの配慮が求められます。



SSW（スクールソーシャルワーカー）の役割

SSW は、福祉の専門職（社会福祉士や精神保健福祉士等）であり、ソーシャルワークの知識・技術を用いて、関係機関とのネットワークの構築や連携・調整、地域の社会資源（制度やサービス等）に関する情報提供または紹介、ケース会議開催等の支援体制作りといった「つなぐ支援」を行っています。

性暴力に関わる被害児童生徒や加害児童生徒を関係機関等に適切につないだり、ケース会議を適切に運営する場合、SSW が連携・調整、仲介する役割を果たすことができます。SSW の配置校でない公立小中学校および県立学校においては、学校から要請を受けて県教育委員会所属の SSW が派遣されて対応することになります。

6. 性暴力被害対応チームの事実確認と方針決定



基本的な考え方

- ◆ 本来、被害児童生徒はそれまでの日常を守られるべき存在です。
- ◆ 被害児童生徒を徹底して守ることが原則です。
- ◆ 被害児童生徒の心とからだの安全を確保します。
- ◆ 被害児童生徒の見守り体制を強化します。
- ◆ 加害児童生徒の特性を理解した対応が必要です。

(1) 対応協議する内容

- 緊急度の確認（命に関わる可能性、妊娠の可能性、SNS 拡散の有無）
- 詳細な調査の必要性の検討（調査の方向性と調査方法の検討）
- 具体的な指導・支援の方針の検討（役割分担、支援チームの構成）
- 情報収集、状況確認および指導の際の留意点の確認
- 保護者対応の確認（被害届提出の有無）
- 関係機関との連携の確認

(2) 正確な事実確認

- 性暴力被害対応チームのメンバーの役割を決めて、その内容を確認してください。
- 被害児童生徒と加害児童生徒を担当する教職員は必ず別にしてください。
- 情報集約をする教職員を決めてください。船頭が多くては船が真っ直ぐ進まないため、すべての情報を把握し、とりまとめる教職員を一人指定してください。
- 事実確認と生徒指導は明確に区別し、事実確認の場で指導を行わないようにします。
- 聴き取りは、被害児童生徒、関わりのあるその他の児童生徒、加害児童生徒の順に個別に行います。その際は最初に情報を得た教職員の記録をもとに、それを補完する形で聴き取りをしてください。何度も同じことを聴かないように留意してください。
- それぞれの言い分が異なることがありますので、聴き取った情報に整合性があるかどうか、複数の職員で確認しながら聴き取りを進めてください。なお、被害児童生徒の言い分は疑いを持った態度で聴かないように注意してください。
- ありのままの事実を、聴取者の意見を交えず、傾聴と共感的理解に努め、できる限り本人の語った言葉そのままに記録してください。
- 被害児童生徒に、「知りたいことがあれば何でも質問して欲しい」「わかる範囲できちんと答える」と、「質問する権利」と「知る権利」があることを伝えてください。
- 聴き取り後は、各学校の事情に応じて保護者との関係性で最も適した教職員から、保護者に直接説明します。
- 具体的な支援は、本人の意思を尊重し、保護者の意向も確認しながら進めてください。
- 事実確認のために当事者以外のその他の児童生徒に見聴きしたことをアンケート調査する場合は、事前にその旨を被害に遭った児童生徒や保護者に説明してください。

(3) 被害児童生徒の保護者への連絡

- 保護者には「全力で被害児童生徒を守ること」「組織として秘密は守ること」を強く約束することが肝要です。その際、被害児童生徒を守るために複数の教職員で本人を支える必要があるため、支援に当たる限られた教職員間のみで情報共有し、秘密は絶対に守ることを約束して同意を得ておくことが大切です。
- そして、「今のところわかっている情報」を伝えます。その際は情報収集で得た事実を正確に伝えてください。今後、警察等の司法が関わる可能性がありますので、憶測で話をするのは避けましょう。また、発生時のみだけでなく調査の進捗に応じて随時連絡することで、保護者との信頼関係を維持することが大切です。
- 治療が必要な外傷がある場合や妊娠の可能性がある場合は、病院受診の必要性について説明してください。妊娠の可能性がある場合は緊急避妊ピルが有効な 72 時間以内に受診してもらう必要があります。ただし緊急避妊ピルを服用しても妊娠阻止率は 85%程度であることも伝えてください。
- 心とからだのケアの必要性があることと、そのために「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」などの相談機関があることを伝えてください。「よりこ」には連携する産婦人科病院があり、病院受診の際に付き添いも行っています。また、法律相談や心理カウンセリングの紹介もできますので、ぜひご案内ください。
- 警察に届け出る意思があるかどうかを確認してください。警察で捜査を行い、事実を究明するために必要な証拠は、こと性暴力被害においては被害直後でなければ採取することが難しい場合があることを説明してください。被害発生連絡を受けた直後は、保護者も混乱して何をすればいいかわからない状況になることがあります。落ち着いてくると加害児童生徒への処罰感情が高まる場合があるため、被害届を出すのであればなるべく早期に届け出ることや、警察の性犯罪被害相談電話（全国共通短縮ダイヤル：☎# 8103）があることなどを説明してください。

(4) 方針決定をする際の留意事項

- 被害に遭った本人である被害児童生徒を置き去りにしたまま対応を進めないでください。できる限り分かりやすく対応方法を説明し、安心感を与えてください。
- 加害児童生徒への対応は、「自分のしたことを説明できて反省できる」「同じことを繰り返さない」ことを目標としてください。ただし、加害児童生徒が以前は被害を受ける側だったというケースもありますので、加害児童生徒の心のケアも考慮してください。
- 謝罪の機会を安易に設定しないでください。被害児童生徒からすれば謝罪を受け入れることを強制されていると感じることがあります。被害児童生徒が加害児童生徒を心の底から許すことは簡単なことではありません。また、加害児童生徒にも「謝罪をすればすべてが許される」という思い込みを抱かせてしまうおそれがあります。謝罪が必要な状況かどうかを慎重に見極める必要があります。
- 事実を見聴きした他の児童生徒が心とからだの不調を感じた場合は、養護教諭や SC などの相談先を具体的に伝えてください。

(5) 方針決定

性暴力は、重大な人権侵害行為であるとの認識で方針を決定してください。また、被害児童生徒の身体的・精神的苦痛に十分配慮し、そのケアに努めるとともに、二次被害を防ぐために、人権やプライバシーを守ることに留意してください。

次のことを明確にして対応してください。

- 性暴力被害対応チームの児童生徒支援に係る具体的な目標設定
- スケジュール
- 聴き取りの事実、課題解決に向けた対応策
- 具体的な対応支援状況
- 関係機関との連携

(6) 関係機関との連携

性暴力被害の対応について、学校だけでは苦慮することが多いため、教育委員会の援助を得ながら、「よりこ」、警察などの関係機関との連携が必要です。教育機関の支援は児童生徒の在籍期間内で終了するという時間制限があるため、外部の支援機関や医療機関など継続して被害児童生徒を支援できる機関につなぐことが大切です。

さらに必要に応じて警察、弁護士、福祉関係機関などへの相談する優先順位とタイミングを判断しますが、あくまでも本人の意思やペース、保護者の意向を尊重してください。

医療費の保険部分は、学校管理下であればスポーツ振興センターへの申請が可能です。カウンセリングなどの自己負担分は、被害者支援の見舞金や支援金の申請ができる場合があります。また、相談は県警の被害者支援室や「よりこ」でも受けつけており、回数制限はありますが無料でカウンセリングを受けることができる制度もあります。

(7) 再発防止

- 教職員を対象とした性暴力等の未然防止、発生時の対応に特化した研修の実施
- 生命（いのち）の安全教育の推進

児童生徒の発達段階と特性に応じ、次の学習を実施する。

- 小学校低学年……………「プライベートゾーン」は他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことについての学習
- 小学校高学年……………境界線の理解、SNS 等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応についての学習
- 中学校……………同意についての正しい理解、「デート DV」、性被害に遭った場合の相談先についての学習
- 高等学校……………レイプドラッグ、催眠作用等の抗拒不能状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や被害にあった場合の対応、相談窓口についての学習
- 障がいのある児童生徒…個々の障がいの特性や程度等を踏まえた適切な学習
- 性暴力等を生まない環境づくり（死角ゼロと巡回強化）
 - 特別教室や空き教室の管理徹底
 - 複数教職員による校内の死角となる部分の巡回チェック

7. 被害児童生徒への対応

(1) 学校生活に戻るまで

被害児童生徒担当教職員は、被害児童生徒の心身の状況を考慮しながら、登校、通学等への不安や心配がないかを確認しておいてください。被害児童生徒と保護者とは以下のことについて前もって話し合っておきましょう。

- 通学方法はどうか（保護者が送迎するか、一緒に登校できる友だちはいるか）
- 学校に到着してから教室までのルートはどこを通るか
（被害に遭った場所は避ける、携帯電話所持の場合は職員室に預ける）
- 下校時の対応はどうか（職員室に寄るか、一日の様子の確認をする）
- 教室の座席はどうか（希望に合わせて教室の座席を変える）
- 不安や緊張が高まった際の学校内での避難場所はどうするか
- 誰かが被害のことを質問してきた場合はどのように答えるか
- 被害を受けたことにより、学校内で行けなくなった場所があるか
- どのような状況で精神的に不安定になるか
- 同じような被害を受けそうになった時に児童生徒ができることは何か（具体的に）

もしも、その他の児童生徒の間でうわさ話が広まっている場合は、本人や保護者の了承のもとに「うわさ話を広げないようにしてください。人から人へと伝えられるうわさは正しいかどうかかわからない。本当かどうかかわからない話を広げられるのはみなさんも嫌でしょう。人の嫌がることはしてはいけないので、うわさ話を広げないでください。」と毅然とした態度で注意してください。うわさ話が広がることも二次被害にあたります。

(2) 学校生活に戻ってから

被害児童生徒の様子をしっかり見守ってください。被害によって考えられる影響について把握したうえで、被害児童生徒に変化がないかどうか確認してください。変化が見られるようでしたら、担任や被害児童生徒担当の教職員が声かけをするか、SCなどのカウンセリングにつなげてください。ただし、小学校高学年から高校生の被害児童生徒の中には特別扱いされることを嫌がることもあるため、他の児童生徒にわからない形での支援が必要になることがあります。

被害児童生徒が学校に来ることは勇気が必要です。学校はできれば回避したい場所であり、再体験する可能性が高い場所でもあるため、教職員が協力しながら、被害児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる環境を確保することが必要になります。また、性暴力被害に遭うということは、自分自身の意に反した行為が行われる体験をする、つまり加害児童生徒に支配された経験を持つということです。そして、自分の身に起こったことの意味を理解できなくて、感情のコントロールがうまくできなくなることもあります。したがって、被害からの回復には自分自身をコントロールできる感覚を取り戻すことが必要です。そのために、被害児童生徒の主体性を尊重し、自分でやりたいことを決めることができるよう支援してください。

侵入症状／再体験	●フラッシュバック、悪夢 ●思い出すと心身に不快反応
回避	●その事は思い出したくない・話したくない ●不安や恐怖を覚える事物・状況の回避
認知と気分の陰性変化／否定的認知・気分	●否定的認知：危険、他者不信、自責 ●興味関心の低下、陰性感情（恐怖・怒り）
覚醒度と反応性の著しい変化 過覚醒（覚醒亢進）	●睡眠障害 ●いらいら、集中困難、過剰警戒、過剰反応

被害直後の反応としては、心が麻痺していたり、離人感（自分が自分でなくなるような感覚、自分のことが他人事のように感じてしまう感覚）があったり、現実感を喪失したりします。また、意識や記憶が一時的に消失したり、尿や便の失禁があったりすることがあります。これらが48時間以内でおさまってくる場合は、急性ストレス反応（ASR）と診断されます。その症状が強く、かつ3週間程度と長く残る場合、またはPTSD症状も加わってくるなら急性ストレス障害（ASD）、ASDの症状が続き、外傷的事件から1か月を超えるとPTSDに診断が変わります。支援が早期に適切に行われれば被害からの回復が早まる可能性があります。その後3か月、6か月、1年という節目を目安に、性暴力被害対応チームで被害児童生徒の情報を共有しながら見守りを続けてください。

（3）中長期の支援

時間がたつと心理的な影響（トラウマ反応）が見えにくくなり、周囲はもう大丈夫と安心してしまい、心ない発言をしてしまうことがあります。出来事が起こった日付と一緒にその体験が記憶されているので、意識していなくてもその日付が近づくにつれて心身が反応することがあります（記念日反応）。被害から徐々に回復していくものの、被害は無かったことにはなりません。進級や進学の時には、事件を思い出すものや、未だに回避しているものなどの注意する点について、本人や保護者と十分相談の上、進級や進学先の担当者へ引き継ぐ必要があります。

また、回復していると思っていても、本人や保護者を長期にわたり見守っていく必要があります。何かのきっかけで不登校になったり、身体症状が出現したり、服装や髪型が変化したり、性的な問題行動を起こしたりすることもありますし、進学などの重大な決断を迫られるときや、別のストレスに直面したときには、トラウマ反応がぶり返すこともあります。このように、本人や保護者には中長期の支援が必要になりますが、学校ができる支援には限りがあるため、できるだけ早い段階から専門機関につなげることが大切です。

(4) 被害児童生徒の保護者への対応

被害児童生徒の保護者は、間接的な被害者と言われています。保護者の一般的な反応としては、「信じられない」「考えたくない」「どうすればいいかわからない」「あのとき～していればよかった」「加害者や学校への怒り」「誰にも知られたくない」「性的な内容は話しにくい」などが考えられます。また、被害児童生徒の反応に対して誤った捉え方をする場合もあります。

被害児童生徒の反応の意味（下表参照）について保護者に説明し、早期に適切な支援につなげられるように心がけてください。また、児童生徒間の被害ということで、事件直後は加害児童生徒に対して「まだ子どもだから」と理解を示していた保護者が、被害児童生徒の深い苦悩を見るにつれ、加害児童生徒への処罰感情が高まる場合もあります。事件直後に被害届を出すかどうかを確認（P33、Q7 参照）し、学校内だけではなく、できるだけ外部機関に入ってもらうことが肝要です。

子どもの反応	保護者の捉え方
被害について話さない	子どもはもう被害のことは忘れている
平然としている	子どもはもう平気である、何も傷ついていない
過度な甘え、赤ちゃん返り	わがまま、応じると甘え癖がついてしまう、手がかかる
性への過度な関心や性行動	思春期だから、性欲の抑えがきかない

子どもが性暴力被害に遭うと保護者も傷つきます。保護者の不安を受け止めながら、子どもの気持ちに対する理解を促していきましょう。保護者が家庭で子どもに共感的に関われるようになると、子どもの被害からの回復を支えることができます。

必要に応じて、保護者に対するカウンセリングを紹介するとよいでしょう。子どもや保護者には落ち度がないことを伝え、性暴力を受けたことによる子どもや保護者の心身への影響について説明します。その上で、子どもの話に耳を傾けるように促し、安心感を高めるような関わりができるように支援してください。



8. 加害児童生徒への対応

(1) 加害児童生徒対応時の基本的事項

●性問題行動の要因の理解について

小学校低学年の児童であっても、問題行動をしているときに、それが社会通念上良くないことであるということは多くの場合理解しているものです。良くないことだと理解しながらも子どもに性問題行動が起こるのは、その背景に生物学的要因、心理的要因、家庭や社会による要因が複雑に絡み合っているためと考えられています。例えば、発達特性等から衝動性のコントロールが弱かったり、虐待やDVなどの逆境的環境での生育歴があるために相手を支配的にコントロールするという一方的な対人関係を学習していたり、性的な刺激の多い家庭環境の中で育ったため性に関する誤った理解をしている場合等があります。このような背景から、健全な問題解決方法を見出せず、問題となる行動を選択している場合もあります。しかし、自らの言動が被害児童生徒やその家族を苦しめていることをしっかりと理解したうえで、深く反省することは最低限必要なことです。一方で、同じ問題行動を繰り返すことを防ぐためには、教職員が加害児童生徒の抱える性問題行動の要因を理解し、解決するための方法を共に考えることが大切だということも考慮してください。

●加害児童生徒の特性の理解について

加害児童生徒に問題性の理解等を促し、反省・改善を進めていくためには、本人の性格や家庭環境、過去の問題行動等の把握や分析（アセスメント）等、加害児童生徒の特性に応じて働きかけを行うことが重要です。特性を理解する上では、専門機関や専門家の精査を受けることをお勧めします。

(2) 加害児童生徒への指導時の留意点

●加害児童生徒への指導について

加害児童生徒への指導は必要です。ただし、加害児童生徒に指導を受け入れる準備ができていないと、叱られないようにすることにばかり関心が向かい、その場しのぎの言動をしたり、無視をしたり、登校しなくなったりするばかりで、指導が浸透しないこともよくあります。特に、性加害など、問題性や責任が大きい行為では、指導を受け入れる準備ができるまでに時間を要する場合があります。

加害児童生徒への指導は、性加害の背景にある要因を明らかにし、指導の方法や背景にある要因への手当てなど、対応の方向性を定めてから行う必要があります。加害児童生徒に指導を受け入れる姿勢が見られない・反省していないとして、強い指導が行われることがあります。加害児童生徒からすると助けてくれる大人がいないように見えてしまい、自分を守るために自身の責任を認めなかったり、責任転嫁を図ったりするようになりがちで、加害児童生徒の改善という視点からは逆効果になることもしばしばありますので、注意が必要です。加害児童生徒の指導に当たっては、指導役、聴き役など、役割を分担して対応しましょう。

●加害児童生徒からの聴き取り

加害児童生徒の改善に向けた働きかけに際しては、加害児童生徒がどのように考えてその行為に及んだかについて、加害児童生徒の視点に立ち、聴き取り者が丁寧に聴き取る必要があります。

ただし、被害届が警察に提出され、捜査が行われる場合には、教職員による聴き取りの過程で加害児童生徒が事実とは異なる思い込みをしてしまう場合が生じることもあります。警察の捜査が行われる場合には、教職員による聴き取りが、捜査の支障にならないかなどを確認してください。

また、教職員による聴き取りを実施した後に被害届が提出され、捜査が開始されるケースも想定されますので、教職員による質問や加害児童生徒の回答について誤解の生じることをないように、記録を作成しておくことも大切です。

(3) 関係機関との連携

●教育的措置（指導）の限界と専門機関等への協力要請

加害児童生徒には、被害児童生徒を傷つけ、法律に抵触する行為であることをはっきりと伝え、性教育を行う必要がありますが、性行為に関する知識や理解の不足だけが加害行為の原因ではないため、性加害行動の抑止にならなかったり、性加害は収束しても、別の問題行動となって表出したりする場合があります。

性加害を含む問題行動の改善には、背景にある複合的要因の解消を必要とする場合があることを理解して対応に当たり、担当者のみ、学校のみで抱え込まず、専門機関や専門家に協力を求め、対応に当たしましょう。

加害児童生徒の立ち直り支援を行う専門機関としては、三重法務少年支援センターや警察の少年サポートセンターなどがあります。

(4) 加害児童生徒の保護者との連携

●加害児童生徒の保護者の理解と協力を得るために

加害児童生徒の保護者にも、性暴力は相手の心身を深く傷つける行為であり、いかなる理由があっても許されないものであることを説明し、自身の子どもの行為で傷ついている被害者が存在することを、しっかりと認識してもらいます。また、教職員は、「保護者は、我が子の健やかな成長のために子育てやしつけを行ってきたが、うまくいっていないところがある」という視点に立って、加害児童生徒の保護者に対応することも必要です。加害児童生徒の抱える問題を放置すれば、問題行動を繰り返す可能性があり、加害児童生徒の将来や保護者の生活にも大きな影響が生じることを伝えます。このため学校は専門機関や専門家の協力を得て、保護者を支えながら、加害児童生徒の立ち直りを支援していくことを伝え、理解と協力を求めます。

(5) 性加害行為の予防と再発防止

●性問題行動の要因を理解

性問題行動が発覚した時は、初めての加害行為ではないことが多く、「たまたま触ってしまった」ということはほとんどありません。教職員の役割としては、モニタリング（見守り）、日ごろからの言動を把握することが必要です。加えて、積極的にオープンなコミュニケーションを図り、児童生徒とのつながりを作ること、疑わしい言動があればためらわずに踏み込んで話をすることが肝要です。

●性に関するルールと知識を教える

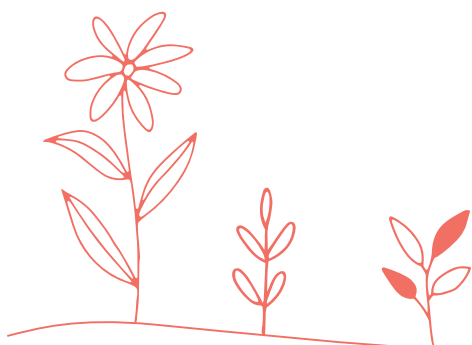
再発予防のためには、加害児童生徒への性教育や心理教育が必要になります。この性教育は難しいように思えますが、教職員にもできることは多く、まずは性に関する基本的な知識とルールを教えることが大切になります。場合によっては、ルールの一つとして法律があること（強制性交等罪、強制わいせつ罪、公然わいせつ罪、迷惑防止条例、青少年健全育成条例、児童ポルノ禁止法、リベンジポルノ防止法など）を説明することが有効な場合もあります。こういった性教育を教職員が行うことは加害児童生徒が犯罪に至るのを防ぐ助けとなります。

性に関するルールと知識を教える上で、保護者にも協力してもらい、家庭が性に関する誤った学習をしてしまう環境になっていないかどうかを見直すことも必要です。

9. 被害・加害当事者以外の児童生徒への対応

被害児童生徒から被害について相談されたり、被害を受けている状況を見たり聴いたりした当事者以外の児童生徒は、被害児童生徒と同じような傷つきを体験している場合があります。いじめを受けていた友人を助けてあげられなかったと自分を責めて自死した生徒もいます。多感な発達段階にいる児童生徒は、このように自責感にかられたり、自分も同じような被害に遭うのではないかと不安に感じたりするなど、さまざまな思いを抱きます。また、日頃から精神的に不安定な児童生徒は、事態を受けてさらに不安定になる場合もあります。そのため、深刻なストレスを抱えている子どもがいないか確認することも必要になります。児童生徒の思いに寄り添い、子どもの気持ちに耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをしてください。また、不安を感じた時の相談先を伝えるようにしてください。

当事者以外の児童生徒の保護者への対応としては、子どもの置かれた状況を説明するとともに、子どもにいつもと変わった様子が見られたら担任や担当教職員に知らせてほしいとお願いしてください。



10. 教職員の支援と心のケア

児童生徒間の性暴力の支援をする教職員は、まず自分自身の性に対する価値観を理解しておく必要があります。「何てことをするんだ」という加害児童生徒への怒り、「なぜ逃げなかったんだ」という被害児童生徒を責める気持ち、「親の教育が不十分だからだ」という親への不信感など、支援を開始する前に支援者である自分の反応にどのような特徴があるかを確認しておきましょう。また、LGBTQ+、性的問題行動への偏見、父親像や母親像、職場での性別に対する価値観なども一度見直してみてください。支援に当たる教職員の価値観や考え方が、言動に反映されることがあります。

教職員がトラウマを抱える児童生徒を支援する場合に、二次的外傷性ストレスを受ける可能性があります。二次的外傷性ストレスとは、PTSDと類似した症状を示すとされています。たとえば被害に関する記憶が浮かんでしまい苦痛を感じたり、不眠やイライラ等の身体の不調や、周囲から孤立してしまったりという症状が生じてくることがあります。そうすると、支援に当たる教職員は自分の安全感、信頼感、親密さ等が揺り動かされてしまい、さまざまな人間関係に影響が出てしまいます。また、学校で起きた性暴力を防げなかったという自責感や、被害児童生徒の苦しみを取り除いてあげられない無力感などで、バーンアウト（燃え尽き症候群）してしまうこともあります。

セルフケア

支援者である教職員は守秘義務の中で情報共有できる同僚と気持ちを分かち合いながら、セルフケアを行いましょう。一人で抱え込まず、業務の時間とプライベートの時間の切り替えを行ってください。また、自らの感情を表出することも大切です。笑うことが効果的だと言われていますので、少しでもリラックスしながら楽しい瞬間を見つけて笑うようにしてください。いかなるときでもユーモアは大切です。

●生活ペースを維持しましょう

十分な睡眠、食事、水分をとってください。カフェイン、お酒、たばこの取り過ぎには注意しましょう。

●自分自身の反応に気付きましょう

心身の反応が出ている場合は、休憩や気分転換に心掛けてください。「自分だけ休んでいけない」と罪悪感が生じる場合は、同僚とともに休憩を取るのも一つの方法です。

●気分転換の方法を工夫しよう

深呼吸、目を閉じる、瞑想、ストレッチ、散歩、体操、運動、音楽を聴く、食事、入浴など自分に合った気分転換をしてください。

●一人でため込まない

家族や友人などに積極的に連絡して、生活感や現実感を取り戻すことも大切です。また、教職員同士でお互いのことを気遣うことも忘れないようにしましょう。

第2章 関係機関との連携と実践研修

1. 関係機関にできること

◆ みえ性暴力被害者支援センター よりこ

性犯罪・性暴力の被害に遭われた方の負担を軽減し、心身が少しでも早く回復するよう、被害者の心情に寄り添った相談・支援をワンストップで行っています。

《できること》

- 被害児童生徒本人、保護者および学校からの相談（電話、LINE、面談、メール）への女性相談員による相談対応（過去の被害も相談可能）
- 臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料）
- 弁護士の紹介・法律相談（初回無料）
- 医療機関（産婦人科、泌尿器科、小児科、心療内科）の紹介
- 病院、警察等への付き添い支援
- 連携・協力病院での緊急避妊処置、性感染症検査費用の公費負担
- 学校のケース会議へ出席しての助言

■ 連絡先

☎ 059-253-4115（専用回線・通話料がかかります。）

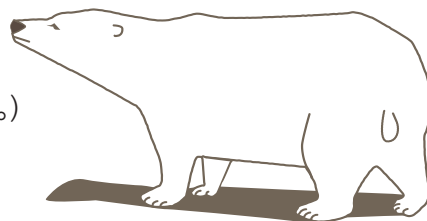
☎ #8891（全国共通短縮ダイヤル・通話料無料）

■ 受付時間

月～金 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

※令和5年4月から 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

（上記以外の時間帯は、全国対応の夜間休日コールセンターにつながります。）



◆ 三重県児童相談センター（児童相談所）

児童相談所は、児童についての相談のうち、専門性を要する事例や児童虐待など難しい事例に対応する行政機関です。

《できること》

- 警察等からの触法少年・ぐ犯少年（P28 参照）の通告・送致時、児童福祉法に基づく調査や面接・心理診断を実施
- 児童福祉法に基づいて措置（児童福祉司指導、児童福祉施設入所、家庭裁判所送致など）を実施
- 学校や保護者からの「プライベートゾーンを触った」「ズボンを下ろした」などの任意の性暴力相談に対応し、助言・指導

■ 連絡先

北勢児童相談所 ☎ 059-347-2030

中勢児童相談所 ☎ 059-231-5666

伊賀児童相談所 ☎ 0595-24-8060

鈴鹿児童相談所

南勢志摩児童相談所

紀州児童相談所

☎ 059-382-9794

☎ 0596-27-5143

☎ 0597-23-3435

■ 受付時間

月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

◆ 三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）

地域の非行・犯罪の防止、青少年の健全育成のために、心理検査・相談や問題行動への対応支援、法教育授業等を行っています。

《できること》

- 問題行動、非行、交友関係などで困っている個人や学校関係者等への専門家による心理相談・助言
- 問題行動の分析や指導方法の提案（ケース会議等での分析、助言）
- 知能、性格、職業適性等の検査
- 非行少年に関する司法手続きや処分に関する法教育（出前）授業

■ 連絡先

☎ 059-222-7080

■ 受付時間

月～金 9:00～12:00、13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

◆ 警察

性犯罪・性暴力被害に遭われた方々に対する、犯罪捜査のほか、被害児童生徒の立場に立った心身のケアや、加害児童生徒の立ち直り支援を行っています。

《できること》

（犯罪捜査）

- 事情聴取・証拠採取等の捜査の実施
- 被害者の安全確保

■ 連絡先

各警察署 生活安全課 少年担当係

（被害者支援）

- 病院、検察庁、裁判所等への付添い
- 「被害者の手引」の交付および刑事手続等の説明
- 警察本部（警務課被害者支援室）配置の臨床心理士による相談対応、環境調整（学校からの相談対応可）
- 緊急避妊処置費用、性感染症費用等の公費負担

■ 連絡先

届出先警察署

（立ち直り支援）

- 電話や面接による相談・助言
- 問題行動を繰り返す少年の立ち直りを支援するための助言・指導
- 犯罪やいじめ等、少年の健全な育成を阻害する行為を受けた少年の心のケア、立ち直り支援 他

■ 連絡先

☎ 059-222-0110（三重県警察本部少年課内 少年サポートセンター）

■ 受付時間

月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

◆ 弁護士

犯罪被害に精通した弁護士が、刑事手続き、損害賠償請求等、さまざまな法律に関する相談支援を行います。

《できること》

- 被害届を提出するためのサポート
- 事情聴取、被害者意見陳述、被害者参加等、刑事（裁判）に関する相談
- 示談交渉、損害賠償請求等の民事（裁判）に関する相談 他

■ 連絡先

☎ 059-228-2232（三重弁護士会）※原則、面談相談。電話で事前に申し込みください。

■ 連絡先

月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

◆ 各市町担当課

性犯罪を含む犯罪被害に遭われた方々の犯罪被害により生じた生活上の困りごとなどについての相談・支援を行います。県内、すべての市町に相談受付窓口があります。

《できること》

- 相談、必要な情報の提供や助言
- 日常生活や居住の安定等に関する相談・支援
- 見舞金等支援金の給付
- 一時保育、就学支援 他

■ 連絡先

各市町犯罪被害者等支援主管課（室）

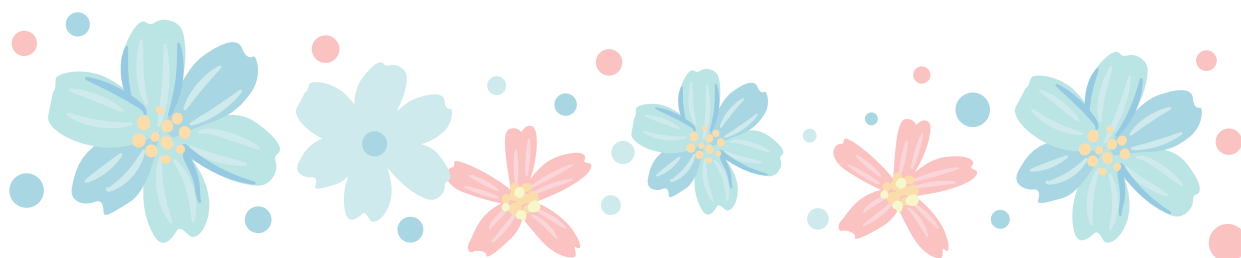


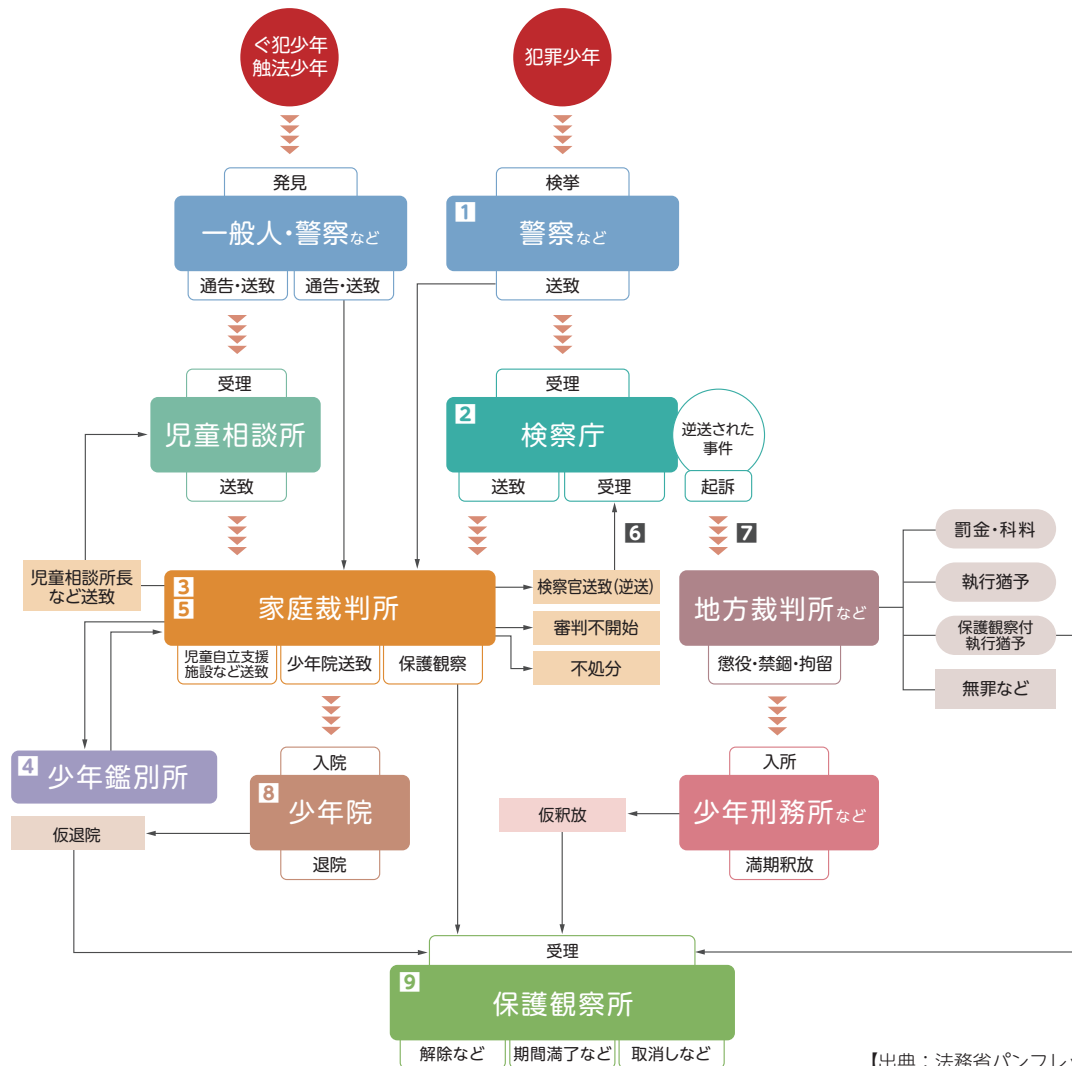
● セイン SANE (Sexual Assault Nurse Examiner) ●

補足情報

SANEは、心身に傷を負った性暴力の被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた、看護師・助産師・保健師です。

三重県では、令和3年度に県内の医療従事者から希望者に養成プログラムを受講させ、3名のSANEを養成し、「三重県性暴力被害者医療的支援推進員」として委嘱し、所属する医療機関における性暴力被害者に配慮した対応をしています。





【出典：法務省パンフレット】

◆少年の年齢による司法手続の違い

少年事件は嫌疑がある限り、全ての事件が捜査機関（警察、検察）から家庭裁判所に送られ、家庭裁判所で、検察官送致（逆送）、少年院送致、保護観察などの処分を決定します。

- **犯罪少年**…14 歳以上で罪を犯した少年で、刑事罰が科される場合がある。
家庭裁判所が保護処分ではなく、懲役、罰金などの刑罰を科すべきと判断した場合は、検察官に事件送致（逆送）され、刑事裁判を受ける場合がある。
- **触法少年**…14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年で、刑事罰には問われないが、児童福祉法による措置がなされる。
- **ぐ犯少年**…将来、罪を犯すまたは刑罰法令に触れる行為をするおそれのある 18 歳未満の少年

◆少年法の改正に伴う 18・19 歳少年の取扱い

民法の成年年齢引き下げに伴い、令和 3 年 5 月、少年法が改正され、18・19 歳の者を「特定少年」として、17 歳以下の少年と異なる特例を定めています。

「特定少年」も引き続き少年法が適用されますが、主な変更点として、検察官に逆送される事件の範囲が拡大され、起訴された場合は実名報道される可能性があります。

2. ハンドブックを活用した実践研修

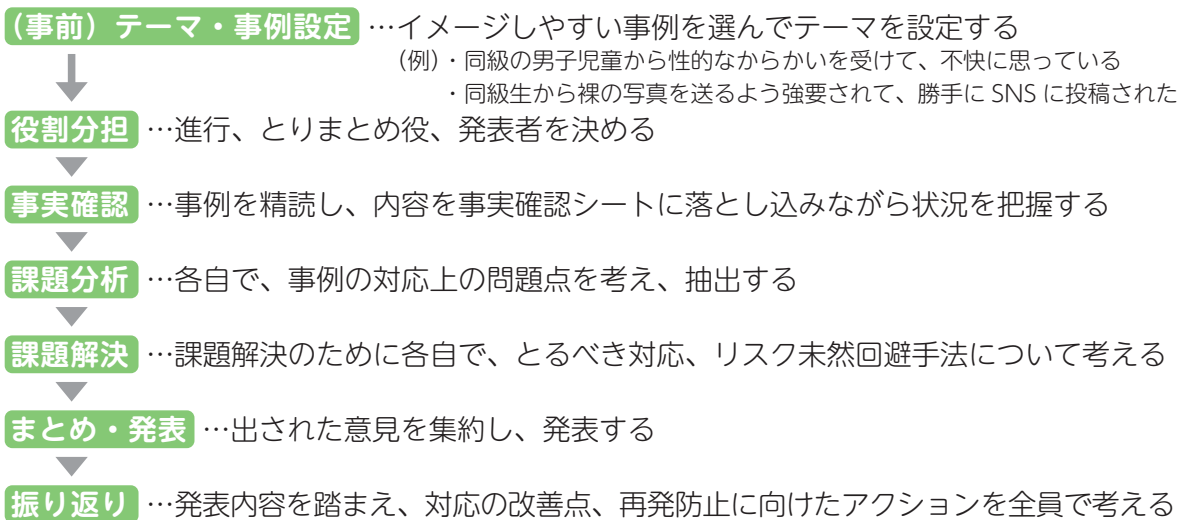
●研修のねらい

学校における児童生徒間の性暴力被害の未然防止、万が一の発生時における段階ごとの対応の仕方、被害児童生徒の心理的ケア、保護者対応、二次被害の防止、関係機関との連携等について自ら考え、児童生徒、保護者の心情に寄り添った適切な支援方法を身に付ける。

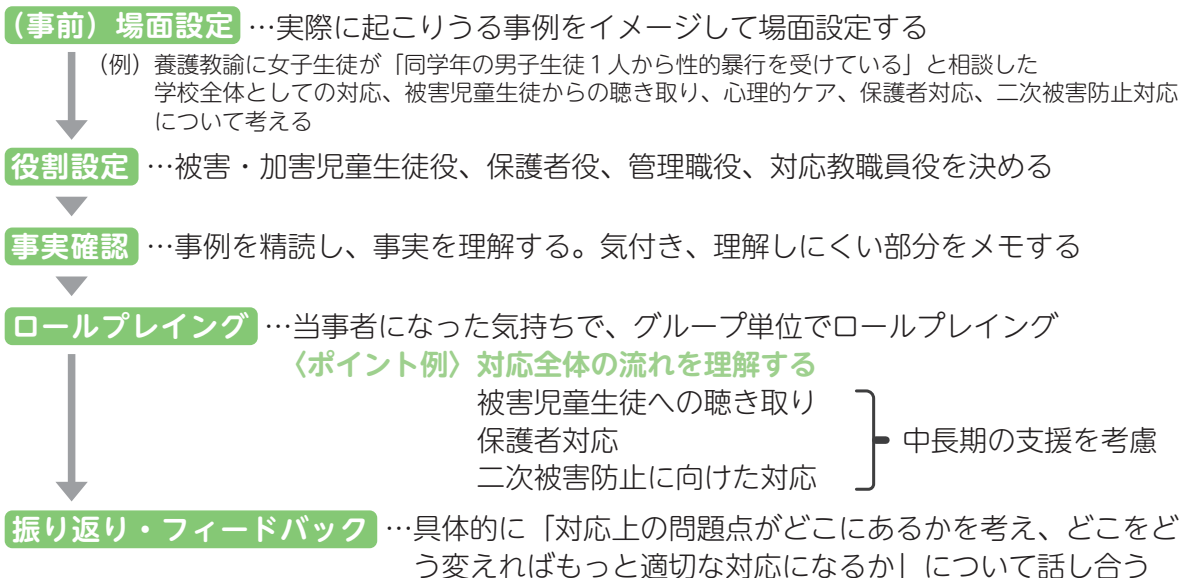
●校内研修の進め方

性暴力被害は「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる身近なもの」という認識を持って、万が一の発生時に教職員が一体・一丸となって適切な対応ができるよう、具体的な事例を通して実践的な対応力を身に付ける。

ケーススタディ



ロールプレイング～実践力を高める～



※ケーススタディ、ロールプレイングともコーディネーターを置くとより効果的

事実確認シート

【被害内容の聴き取り】

- 詳細は聴かず、**太枠の部分のみ確認**する。聴取内容は本人の語った言葉で記載する。

【聴き取りにあたっての留意点】

- 不安や恐怖、羞恥等、被害者の心情を理解し、先入観をもたずに、冷静に事実のみ（「誰が」「誰に」「いつ」「どこで」「何が」「どのように」）を確認する。
- 原則、「被害児童生徒が言いたくないこと」「なぜ」は聴かない。

日聴取	年 月 日 ()			作成日	年 月 日		
	: ~ : 対応時間 分			記入者名			
本人の情報	☐ 本人	ふりがな			☐ 本人以外からの聴取 名前 () 本人との関係:		
		名 前					
	性 別	女・男・その他 ()					
	年 齢	歳 年生					
被害内容	種 別	態 様	被害日時	年 月 日 時	☐ 不明		
	☐ 強制性交等	☐ 挿入あり	時間経過	☐ ~ 72 時間	☐ ~ 1 年	☐ 10 年~	
	☐ 強制わいせつ	(膣・肛門・口)	けがや出血・痛み	☐ ~ 1 か月	☐ 1 年~	☐ 不明	
	☐ 性的いじめ	☐ 接触のみ	被害に遭った場所	なし・あり ()			
	☐ デート DV	☐ 接触なし	加害者/本人との関係				
	☐ その他	☐ その他	警察へ通報・相談	済 () 警察署・未・しない			
	[]	[]	医療機関受診	済 (病院名) ・未・希望なし			
	☐ 不明	☐ 不明	精神症状	☐ 恐怖 ☐ 不安 ☐ 不眠 ☐ フラッシュバック ☐ その他 ()			

情報共有 (日付けと共有した相手方の名前)

- ☐ 家族・保護者 () ☐ 学校内 () ☐ 友人 ()
☐ よりこ () ☐ 警察 () ☐ 弁護士 ()
☐ 医療機関 () ☐ その他 ()

※上記で書ききれない項目および聴き取りの詳細な内容は《メモ》欄へ記載すること。

《メモ》
《引継ぎ・特記事項メモ》 (※本人が望むこと、望まないことなども記載)

こんなとき、どうすればいい？ Q & A

未然防止対応



Q1

性の問題は非常にデリケートであり、年齢、性別、発達段階等でその内容は異なる。学校では子どもにどのようなことを教えればよいのか。

まずは一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを教えてください。そして子どもを人格ある一個人として大切に扱ってください。これが基本となります。自分が大切にされた経験を持つ子どもは他者も大切にすることができます。そして次に、自分の心とからだは一体であること、からだへの健康的なイメージを持つことを伝えてください。その上で性行動や境界線のルール、真の同意の条件など（P7 参照）の性教育へ進めていきましょう。

A



Q2

性暴力被害を早期に発見するにはどのような視点が必要か。

性暴力は大人の目につきにくい場所で行われたり、遊びや悪ふざけを装って行われたりするものもあり、認知・発見が難しく被害が潜在化しやすいものです。早期発見のためには、日頃からの児童生徒の見守りを通して、子どもたちの小さな変化や SOS 信号を見逃さないようアンテナを高くし、教職員相互が積極的に児童生徒の学習や学校生活について密に情報交換・共有することが必要です。

A



性暴力被害 児童生徒の変化 チェックリスト✓

学習・学校生活の変化	心・行動の変化
☐ 遅刻や欠席、早退が目立つ	☐ 情緒不安定、感情の起伏が激しい
☐ 課題や提出物を提出しない	☐ 思い悩んでいる、元気がない
☐ 忘れ物が増える	☐ いつも何かに怯えている様子がある
☐ 学習意欲が低下した（授業に身が入らない）	☐ 現実から逃避している様子がある
☐ 学校行事に参加しない	☐ 自己否定、ネガティブな言動が目立つ
☐ クラブ活動に参加しない	☐ 自傷行為の跡がある
☐ 著しく成績が低下した	☐ 友人やクラスメイトと交わらなくなった
☐ 教員の指導をきかない、反抗する	☐ 化粧、服装の好みが変わった

学校全体としての対応



Q3

いじめの態様の中に性暴力と見られるものがある。程度の軽重にもよるが、幅広く解釈して、性暴力被害対応として処理した方がよいのか。

性は生の源で、生きる上で大切にされるべきものであり、人の尊厳の基礎になるものです。それが、「性のトラウマは人間最大のトラウマである」と言われるゆえんでもあります。そのため、程度の軽重があつたとしても、本人の望まない性的な言動については、性暴力という見方を持つべきと考えます。できるだけ過小評価はせず、早期に適切な対応につなげましょう。

A



**Q4**

対応全般にわたり、管理職と一般教職員の間に大きな隔たりがある場合、どう進めていけばいいのか。

日頃から管理職と一般教職員との間のコミュニケーションを意識し、報告、連絡、相談がしやすい職場環境の構築を心掛けてください。

児童生徒間で性暴力が発生した場合、事案を認知した教職員が、管理職へ速やかに報告することが子どもたちを助ける重要な第一歩であり、教職員としての責務であることを意識してください。また、管理職は報告を受けて判断に迷う場合は、速やかに教育委員会に報告・相談し、必要に応じて関係機関の協力を受けましょう。

教職員間の情報共有が円滑になされていない場合、被害児童生徒への対応が教職員ごとにまちまちになってしまい、同じことを何度も繰り返し聴くなど、二次被害に発展する可能性があるため、集団守秘義務を意識しながら「報・連・相」を徹底して情報の一元化をはかり、役割分担をしつつチーム学校として対応してください。

A**Q5**

未然防止の観点からは、子どもたちに性の正しい知識を身に付けてもらうことに加え、普段から子どもたちと信頼関係を築くこと、微妙な変化に気付くことが重要だと考えるが、教職員はどんなことを意識すればいいか。

子どもたちとの信頼関係を築くためには、日頃からのコミュニケーションや子どもたちの話を聴く、共感する姿勢が大切です。教職員と児童生徒は日常的に指導をする側・される側のタテの関係ですが、人間としては平等ですので、信頼関係を築くには、子どもたちも人格を持った一個人であると意識して、その話を聴いてください。

微妙な変化に気付くために、日頃から子どもたちの様子をよく観察する必要があります。その上で「何か違うな」と感じたときは、その違和感を大切にしてください。違和感を覚えた時には「何かあったのかな？」と優しく声をかけてください。

A

初期対応

**Q6**

児童生徒が「誰にも言わないでほしい」または「父親には言わないで欲しい」と望む場合、どう対応したらいいか。

児童生徒が「誰にも言わないでほしい」と望むのは自然なことです。親に迷惑をかけたくないという気持ちもあるでしょうし、思い出したくない、恥ずかしいと思う気持ちもあるかもしれません。まずは「誰にも言わないでほしい」という気持ちに耳を傾けてください。ただし、性暴力は妊娠や性感染症の可能性がある事案であり、性のトラウマの回復には時間がかかる場合もあります。児童生徒には「これはあなたの命や心、からだに関わることだから」と事案の重大性を説明して、保護者に話をすることの許可を得るよう説得に努めましょう。

また、「父親には話さないで欲しい」と望む場合は、まず母親とその対応について相談してください。ただし、被害届を出す場合などは、父親への説明も必要となる可能性があるため、今後の見通しを母親に説明しながら対応を相談して決めましょう。母親のみが事案を知る状況では母親の精神的負担が大きくなるため、母親を支える他の家族や課題解決のための社会資源があるかを確認する必要があります。

A



Q7

保護者が警察に被害届を出すか否か悩んでいる場合はどうすればいいか。

A

被害を警察に届け出るか否かは、最終的には被害児童生徒本人とその保護者の判断となりますが、被害直後は本人も保護者も判断できる精神状態にない場合があります。また、時間が経過してから相手への処罰感情が芽生えることもあります。

性犯罪・性暴力はその性質上、被害者と加害者が1対1の場合が多く、被害を証明する客観的な証拠も消失しやすいことから、相手を処罰するためには、できるだけ早期に警察や病院で証拠を採取する必要があります。

被害の届出が遅れた場合、証拠収集や記憶の忘失など捜査に支障が出る可能性もあることから、被害児童生徒や保護者に対して届け出ない場合の不利益についても丁寧に説明する必要があります。保護者が警察へ届け出るかどうか悩んでいる場合は「よりこ(☎ #8891)」や「性犯罪被害相談電話(☎ #8103)」への相談を提案してください。(※教職員からも相談できます。)

特に被害が深刻(例えば、強制的な性交があった場合等)かつ、継続的な事案のため学校内では対応ができない場合は、早期に警察へ届け出ること、または「よりこ」や「性犯罪被害相談電話」に相談することを強く勧めてください。



◆ みえ性暴力被害者支援センター よりこ

連絡先 ☎ 059-253-4115 または ☎ #8891

はやくワンストップ

◆ 性犯罪被害相談電話

連絡先 ☎ 0120-110-919 または ☎ #8103

ハートさん



警察に被害を届け出た場合の対応

1. 被害の申告

事件発生地を管轄する警察署に被害を届け出ます。

2. 事情聴取

警察官が事件の状況等について聴取します。

3. 証拠品の提出

強制性交等の場合は、警察官が同行して病院で証拠を採取するほか、事件当日に着ていた服などを証拠品として提出することがあります。

4. 実況見分への立会い

事件のあった状況を明らかにするため、被害に遭った現場の確認や、被害者からの説明に基づいて警察官が行う被害状況の再現見分に立ち会うことがあります。

5. 検察庁、家庭裁判所での対応

検察官からの事情聴取や、家庭裁判所での供述を求められる場合があります。

※被害児童生徒への聴き取り等は、精神的負担の軽減や二次被害の防止にも十分配慮して行われます。事情聴取の際に男性警察官と女性警察官、どちらが話しやすいか伝えていただければ、可能な限り希望に配慮します。

※何度も話をするという被害児童生徒の負担を最小限に抑えつつ、正確に聴き取りを行うため、被害児童生徒の年齢や発達段階等に応じて、児童相談所、警察、検察庁が連携し、代表者が1度の機会に福祉・司法の聴き取りを行う「司法面接」の方法がとられる場合もあります。

**Q8**

被害児童生徒、保護者対応にあたって、二次被害防止も含めて聴き方、話し方（言葉の選び方、禁句等）が難しい。どんなことに特に気を付ければいいのか。

A

まず被害児童生徒を守るためにはどうしたらよいか、本人や保護者は何を望んでいるのか、回復のためにどのようなことが必要かを理解することが必要です。

これらを理解していないと、教職員が事実の聴き取りに際し「あなたにも問題があったのではないか?」「なぜ拒否しなかったのか?」などと、意識せずに被害児童生徒を責めるような言葉を使ってしまいがちがあります。また、情報の保秘が徹底されていないと、事件を知った他の児童生徒から心ない言葉をかけられて傷つくこともあります。このような二次被害を防ぐためには、トラウマ反応の理解と、本人や保護者の心情を確認しながら、被害児童生徒の安心・安全の最優先を意識して対応してください。

**Q9**

緊急避妊処置の必要性を判断したいが、挿入行為があったか否かはどのように聴いたらいいか。

A

妊娠の可能性がある場合、緊急避妊のピルを発生から 72 時間以内に服用する必要があるため、挿入行為の有無の確認は早急に行う必要があります。しかし、後に被害届を出す可能性がある場合、司法との関係もあるため、無理に聴きすぎてはいけません。その上で、最初の段階では「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」のかを聴き取ってください。その際は着衣の有無も確認してください。また、緊急避妊など医療機関の受診が早急に必要かを判断するために「いつ」についても確認してください。話が一段落したら、「話してくれてありがとう。とても大事なことなので、どうするのが一番いいか、信頼のできる人たちと相談するから、その後でもう一度話を聴かせてくれる?」等とその後の聴き取りにつなぐようにします。

**Q10**

インターネット、SNS による被害を相談されたら、どう対応したらいいか、また、どこに相談したらいいか。

A

インターネット上に、性的な画像や誹謗中傷が投稿された場合、拡散しやすく削除しにくい場合、被害が長期化するおそれがあり、削除が早ければ早いほど二次被害の拡大を防ぐことができます。個人でも各サイト等の管理者に削除要請をすることはできますが、警察や三重県人権センターなどの相談窓口で早期に相談することをお勧めします。

また児童生徒同士の LINE など、どのような情報がどこまで広がっているかを把握することも必要です。情報を収集する窓口（担当の教職員）を 1 本化して、情報をキャッチした時は拡散させないように指導してください。



**Q11**

加害児童生徒が性行為または性暴力を認めない場合はどうすればいいか（警察の捜査を考慮してどこまで踏み込んでいいのか）。

事実確認と指導を分けることが重要です。特に事実確認では話を聴く側が感情的になったり、誘導尋問になったりしないよう注意が必要です。

性行為自体は認めても同意があったと主張する場合は、加害児童生徒には、法律に触れる行為であり、被害児童生徒が傷ついていることをはっきり伝えて理解を促し、その上で聴き取りを行ってください。

性行為自体を認めていない場合は、最初から「加害者」と決めつけず、何があったかをオープンクエスチョン形式（回答の範囲を制限しない）で聴き、疑問や矛盾を感じる部分は、「そこを詳しく教えて」等と、事実を淡々と聴き取ります。

既に、警察に被害届が出されることが決まっている場合は、あえて教職員による聴き取りはせず、捜査終了後に再発防止の指導のみを行うという役割分担も必要ですので、その場合は警察と相談してください。

A

児童生徒対応

**Q12**

保護者、被害児童生徒からカウンセリングを受けたいと相談があった場合、どのような機関を紹介すればいいか。

まずはスクールカウンセラー（SC）に相談をしてください。SCはカウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心の専門家であり、各学校や教育支援センターに配置されています。当該校担当のSCで対応できない場合や中長期間におよぶ専門的なセラピーやケアを求める場合は、医療機関や「よりこ」などの支援機関を紹介してください。

A**Q13**

学校内で事件の噂が広まってしまった場合、在校生・保護者にはどう対応したらいいか。

まず、噂が流れているという情報を教えてくれた児童生徒や保護者から、どんな噂が広まっているのか、いつ知ったのかを詳しく聴き取ります。噂の真偽の程を確かめ、必要であれば当事者に確認してください。ネット上で広がっている場合はすぐに抑えることが肝要です（Q10 参照）。噂を知っている児童生徒が特定できた場合は、直接、噂を広めないように指導し、ホームルームなどで流れた噂を修正します。他校の児童生徒まで広がっている場合は、他校の教職員とも情報共有し、協力して対応します。

A

**Q14**

即時・短期・中長期支援とあるが、それぞれの期間と具体的な支援内容を示してほしい。

A

被害者支援の原則として3日、3週間、3か月の支援があります。3日以内に危機介入をして妊娠、外傷、性感染症などの対応と心のケアや心理教育を行うことが望ましいとされています。また、3週間ほどで急性ストレス障害から PTSD へ移行する可能性がありますので、それまでに日常生活支援と心のケアが必要です。その後3か月を目安に経過の確認をし、中長期の支援に入ります。なお、認知段階で緊急避妊処置を行う必要がある場合は、発生から72時間以内に処置が必要ですので、3日にとらわれることなく、早急に病院で受診するよう勧めてください。

中長期の支援では、性暴力被害の特性（羞恥、恐怖、自暴自棄、無力感等）から、長期間にわたり児童生徒の心身、特に心に深刻な影響を及ぼし続けます。学校として、児童生徒が元どおりの学校生活を送ることができるよう、保護者と密に情報共有しながら、「よりこ」や SC 等関係機関ともしっかり連携し、継続的に被害児童生徒の心のケアにあたることが重要です。また、進学や就職を控えている場合は、現在の症状や被害からの回復の状況を進学・就職先に正確に引き継ぐようにしてください。



研修

**Q15**

対応研修が実際に役立つようにするためには、どのような形で研修を進めればいいのか。

A

実際の発生を想定して緊張感を持って臨んでください。進めるにあたっては、まず、研修の目的を受講者にしっかり理解してもらった後、事例などをケースにして、本冊のタイムラインに沿って、対応の問題点や取るべき対応について各人が考えて、皆で話し合ってください。また、被害者、保護者、管理職等役割を決めてロールプレイングの手法を用いれば、より実践的な対応力がつきます。ケーススタディやロールプレイング研修は、十分に知識と経験のあるコーディネーターの下で行わなければ教育効果が薄いので、可能であれば、専門的知識やノウハウを持った講師や外部のコーディネーターに参加してもらうとより理解が深まります。コーディネーターの依頼先としては三重県公認心理師会などがあります。



相談関係機関一覧

■どうしてよいかわからないとき（子ども・保護者・教職員も相談できます）

みえ性暴力被害者 支援センター よりこ	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 電話・メール・LINE・面接による相談、法律相談・カウンセリングの紹介、 病院への付き添い、関係機関への引継ぎ・紹介等 ●連絡先 ☎ 059-253-4115 ●受付時間 月～金 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く） ※令和5年4月から 月～金 9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く） 上記以外の時間帯は夜間休日コールセンターで対応
三重県警察本部 性犯罪被害相談電話	性犯罪の被害にあった方のための相談電話 ●連絡先 全国共通短縮ダイヤル ☎ #8103 三重県警察本部直通 ☎ 0120-110-919 ●受付時間 24時間対応 平日 8:30～17:15 担当課員対応 上記以外は警察本部当直対応
妊娠SOS みえ「妊娠 レスキューダイヤル」	予期しない妊娠など、妊娠・出産等の悩みについて助産師等による電話相談 ●連絡先 ☎ 090-1478-2409 ●受付時間 月・水 15:00～18:00、土 9:00～12:00 （日祝・年末年始を除く）
少年相談 110 番	非行問題、いじめ、犯罪被害に関して少年、保護者、友人など誰でも相談可能 相談は警察本部の少年課員が対応 ●連絡先 ☎ 0120-41-7867 ●受付時間 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

■安全、法的支援

三重県警察本部少年課 少年サポートセンター	少年、保護者からの、電話や面接による相談 少年の健全な育成を害する行為を受けた少年の心のケア、立ち直りを支援 ●連絡先 ☎ 059-222-0110 ●受付時間 月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
三重法務少年支援 センター （津少年鑑別所）	非行および犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動 ●連絡先 ☎ 059-222-7080 ●受付時間 月～金 9:00～0:00、13:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
みえ犯罪被害者総合 支援センター	電話・面接相談のほか、法律相談、カウンセリングの紹介、病院・法廷など への付添い支援 ●連絡先 ☎ 059-221-7830（なやみなし） ●受付時間 月～金 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）
三重弁護士会	被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談 （原則面談相談、初回無料） ●連絡先 ☎ 059-228-2232 ※電話で事前に申し込みください。 ●受付時間 月～金 10:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
法テラス三重 （犯罪被害者支援ダイ ヤル）	被害に遭われた方々に、相談窓口や法制度を紹介 ●連絡先 犯罪被害者支援ダイヤル ☎ 0570-079714 ●受付時間 月～金 9:00～21:00、土 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）
津地方検察庁 （被害者ホットライン）	犯罪被害者が被害相談や事件に関する問い合わせを行う「被害者ホットライン」 を設置 ●連絡先 ☎ 059-228-4166 ●受付時間 月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

参考文献（心理教育用資料の一例）

- 「一人じゃないよ」
（(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所成人精神保健研究部）
- 「はなしてくれてありがとう」
（子どもの性の健康研究会）
- 「こころとからだのケア」
（国立成育医療研究センターこころの診療部）
- 「わたしに何が起きているの？」
（平成29年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業）
- 「ココロとカラダをチェックしてみよう。」
（学校危機としての性暴力に対する教職員用支援マテリアルの開発）

執筆協力機関

「学校における児童生徒間の性暴力」対応支援ハンドブック作成検討委員会

- 三重県立学校長会
- 三重県小中学校長会
- 三重県市町教育長会事務局
- 三重県教育委員会事務局生徒指導課
- 三重県警察本部警務部警務課 被害者支援室
- 三重県警察本部生活安全部少年課
- 三重県警察本部刑事部捜査第一課
- 三重県児童相談センター
- 三重法務少年支援センター（津少年鑑別所）
- 三重弁護士会
- 三重県公認心理師会
- 津市立黒田小学校（令和3年度「子どもたちを性被害から守りたい!プロジェクト事業」協力校）
- みえ性暴力被害者支援センター よりこ

参照した資料

- 「学校で性暴力がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
（国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」）



令和5年2月

発行：三重県環境生活部 くらし・交通安全課
(連絡先：☎059-224-2664)